

# 養育医療の給付を申請される方へ

2026年4月

養育医療給付制度とは、身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんが、指定医療機関で入院治療を受ける場合に、医療費の自己負担分を公費負担する制度です。

## 1. 対象者

喜多方市内に住所がある、出生時の体重が2,000g以下あるいは身体の発達が未熟なままで生まれた満1歳未満の赤ちゃんで、医師が指定養育医療機関での入院養育を必要と認めた者。

## 2. 助成内容

健康保険が適用される医療費等の自己負担分を助成します。

※手術の自費材料費、紙おむつ代、差額ベッド代など保険診療適用外の場合は自費となります。

なお、世帯の市町村民税額に応じて養育医療費の「一部自己負担金」が算定されます。この一部自己負担金については、喜多方市子ども医療費助成制度の給付対象になりますので、実際の支払はありません。

## 3. 必要書類

	注意点
①養育医療給付申請書（様式3）	・保護者が記入
②委任状（様式4）	・保護者が記入
③養育医療世帯調書（様式5）	・同一世帯全員分を記入 ・世帯外でも扶養義務者がいる場合は記入
④同意書（様式6）	・申請者＝養育医療給付申請書の申請者 ・同意者は、生計を同じくする世帯員全員
⑤養育医療意見書（様式8）	・主治医に記載いただくもの ・意見書の記載内容が不明確な場合、担当医師に治療内容等を問い合わせる場合があります。
⑥市町村民税額証明書等	次ページ参照（※）
⑦こどもの保険資格情報を確認できるもの	・有効な保険資格確認書、資格情報のお知らせ ・加入手続き中の場合は、扶養義務者の保険資格情報を確認できる書類
⑧個人番号（マイナンバー）の確認書類	・下記のいずれか1点（世帯調書に記入した方全員分） 個人番号カード、個人番号通知カード、住民票の写し（個人番号付き）
⑨届出者の本人確認書類 印鑑	A) 1点で確認できるもの（顔写真付き） 個人番号カード、運転免許証、パスポートなど B) 2点で確認できるもの 健康保険証、市県民税決定通知書等

(※) ⑥市町村民税額証明書等について

■基準日に喜多方市に住民登録があった方は、④同意書により提出が省略できます。

申請月	基準日	対象年度
令和8年4月～6月	令和7年1月1日	令和7年度（令和6年中所得）課税証明書
令和8年7月～令和9年6月	令和8年1月1日	令和8年度（令和7年中所得）課税証明書

■基準日に喜多方市に住民登録がなかった方は、住民登録のあった自治体発行の課税証明書等を添付してください。

#### 必要な証明書

受給対象者と同一生計の方全員分の対象年度の「住民税課税（非課税）証明書等」または「住民税額決定通知書」の原本とコピー（提出用）

ただし、原本提出の場合はコピーは不要です。

配偶者控除等で他の世帯員の被扶養者となっていることが確認できる場合は、その方の証明書の提出は不要です。

（例）妻が夫の扶養に入っている場合

夫（扶養者）：提出が必要

妻（被扶養者）：夫の税情報から配偶者控除の適用が確認できる場合、提出不要

■生活保護または支援給付を受給されている方は、受給に係る証明書を提出してください。

## 4. 申請の流れ

- ① 申請書を審査します。
- ② 養育医療の承認後、「養育医療券」を申請者のご自宅に送付します。
- ③ 「養育医療券」を入院先の病院に提示すると、医療の給付が受けられます。  
なお、入院先の病院へも、養育医療券の写しを送付します。  
※退院されましたら、「養育医療券」を保健課健康推進室まで返還してください。

（注意）

- ① 医療機関は指定医療機関に限ります。
- ② 転院する場合、事前に「養育医療券記載内容等変更届（様式10）」を保健課健康推進室まで提出してください。



（お問い合わせ先：喜多方市役所 保健課 健康推進室 ☎0241-23-5834）